

平成 26 年度 短期大学教務必携(第 19 次改訂版) 主な変更点

平成 26 年 10 月 27 日

第一部 教務の手引き

I 学生編

第 1 章 入学者の選抜

2. 入学資格に関する法的規定

(1) 入学資格

文部科学大臣認定等在外教育施設一覧を現状に合わせて整備した。(P6)

○文部科学大臣認定等在外教育施設(高等部を設置するもの)一覧(平成 25 年 4 月 1 日現在)

学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 150 条第二号の規定により、高等学校の課程に相当する課程を有する在外教育施設。

名 称	位 置
立教英国学院(高等部)	連合王国
帝京ロンドン学園(高等部)	連合王国
慶應義塾ニューヨーク学院(高等部)	アメリカ合衆国
スイス公文学園高等部(高等部)	スイス国
早稲田渋谷シンガポール校(高等部)	シンガポール国
フランス甲南学園トゥレーヌ(高等部)	フランス国
サウスタイーンズランドアカデミー(高等部)	オーストラリア国
上海日本人学校(高等部)	中華人民共和国
如水館バンコク(高等部)	タイ王国

3. 入学者選抜制度、

4. 入試方法、

5. 試験期日等、

7. 学力検査等、

平成 27 年度入学者選抜実施要項(平成 26 年 5 月 28 日付け 26 文科高第 207 号文部科学省高等教育局長通知)に合わせて記載内容を見直した。(P12~18)

12. 入学者選抜試験実施における注意事項

(2) 入試情報の取り扱い

平成 27 年度入学者選抜実施要項(平成 26 年 5 月 28 日付け 26 文科高第 207 号文部科学省高等教育局長通知)に合わせて下線の記載内容を追加した。(P21)

① 学力検査問題等について、標準的な解答例や出題の意図等を明らかにするよう配慮すること。公表に当たっては、当該入試の実施以降に受験者や次年度以降の入学志願者が学習上参考にできるよう配慮する。

② 略

③ 合格者の氏名や住所、調査書に記載された内容等、各大学の選抜を通じて取得した個人情報については、入学者選抜並びに必要なに応じ入学後の学籍管理、学習指導及び学生支援関係業務において利用するものとし、外部への漏洩や選抜以目的外の利用等がないよう、その保護に十分留意しつつ、適正な取り扱いに努める。

14. 外国人を対象とした入試

平成 27 年度入学者選抜実施要項に基づき当該項目を新たに追加した。(P22)

- ① 私費外国人留学生の入試に当たっては、真に修学を目的とした者が選抜されるよう、適切に実施する。また、国際交流等の推進の観点から、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の積極的な活用や当該試験を利用した渡日前入学許可の実施について配慮することが望ましい。
- ② 個別学力検査の実施教科・科目及び試験方法等の決定・発表は、試験期日の 6 か月以上前に行うとともに、募集要項の発表も出願に必要な期間を考慮して行う。
- ③ 国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア(フランス共和国)取得者について、これらの資格を国内で取得した場合であっても、外国において取得した場合と同様の取り扱いをするよう配慮することが望ましい。

15. 災害等の不測の事態への対応

平成 27 年度入学者選抜実施要項に基づき当該項目を新たに追加した。(P22)

入学志願者の進学のを確保する観点から、自然災害や人為災害等により所定の日程による試験実施が困難となる等の不測の事態に適切に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築、相当数の者が当日に受験できなかった場合の対応等について、十分な検討・準備を行う。

16. その他

平成 27 年度入学者選抜実施要項に基づき当該項目を新たに追加した。(P22～23)

- ① 大学は、入試に関する研究委員会を設けて調査研究を行い、その成果を入試に反映させることが望ましい。
- ② 推薦入試等の実施に際しては、高等学校及び中等教育学校のみならず、高等部を置く特別支援学校及び我が国の高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして文部科学大臣が認定又は指定した在外教育施設等の出身者等についても対象とするよう配慮する。
- ③ 入学手続きをとった者に対しては、必要に応じ、これらの者の出身高等学校と協力しつつ、入学までに取り組むべき課題を課すなど、入学後の学習のための準備をあらかじめ講ずることが望ましい。なお、当該措置を講じる場合は、その旨を募集要項に記載する。その際、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)との関連に留意する。
- ④ 秋季入学、4 月以外の入学時期に係る大学入学者選抜の実施については、本要項を踏まえ、それぞれの大学において適切に判断するものとする。

第 4 章 授業と試験

3. 教育機器

各大学の実態に合わせて記載内容を変更した。(P53)

最近、教育工学の発達に伴って板書も大いに改善されるとともに、教員が教育機器を利用する機会がますます多くなってきた。一般的な教育機器で保有台数の多いものは、パーソナルコンピューター、プロジェクター、スライド投影機、映写機、OHP、教材提示装置、テレビ、VTR、DVD、ブルーレイディスクプレーヤー、LL などである。

4. シラバスの作成

実情に合わせて下線の記載内容を追加した。(P53)

シラバスは、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となり、授業・学修内容の充実を図るためには不可欠なものである。また、学生が講義の履修を決める際の資料になるとともに、教員相互の授業内容の調整、学生による授業評価等にも使われる。

一般に、授業名、担当教員名、講義目的、回ごとの授業内容、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記されている。また、教育課程の体系化の観点から、シラバスの内容について学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針、他授業との関連性について第三者による点検を行うなど、授業の工程表として機能するように作成される必要がある。

なお、シラバス作成に関しては、国際的に通用するものとなるよう、以下の点に留意する。

- ・ 各科目の到達目標や学生の学修内容を明確に記述すること
- ・ 準備学習の内容や標準学修時間の目安を具体的に指示すること
- ・ 成績評価の方法・基準を明示すること
- ・ シラバスの実態が、授業内容の概要を総覧する資料(コース・カタログ)と同等のものにとどまらず、学生が授業のために主体的に事前の準備や事後の展開などを行うことを可能にすること

5. 授業出席の義務と出欠席調査及び休講に対する補講

現状に基づき下線の記載内容を追加した。(P53～54)

また、教員は、やむを得ない事情により休講した場合には、短期大学設置基準で定められている授業時間の確保のために、当該休講に対する補講を必ず実施すべきである。補講の実施については、通常の授業時間帯の空き時間、補講期間、土曜日等を活用して実施するが多い。

第5章 成績評価と単位の認定

3. 成績の通知

現状に合わせて当該項目を新たに追加した。(P58)

学修成果の確認の観点から、学生への成績通知方法については、①成績通知書を学生へ直接配付をする ②郵送をする また最近では③学生がwebで確認をする。などの方法がとられている。また本人と父母等両者に通知をする場合も多くなっている。日常の学修状況について学生本人が確認することはもとより、父母等保護者の協力を得ながら短期大学の学修を成果のあるものに繋げるよう、履修指導の充実が必要となっている。

6. 短期大学又は大学以外の教育施設等の学修成果の認定

短期大学設置基準第15条第1項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件の一部を改正する告示(平成26年9月1日)に伴う変更部分を追加した。(P61～62)

○短期大学設置基準第15条第1項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件

(略)

四 次に掲げる学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものにおける学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)

Ⅱ 教員・職員編

第1章 教員

1. 種類と職務

(2)職務

学校教育法の改正に伴い、次のとおり変更した。(P76～77)

A. 学校教育法の規定による教員等の組織

3. 学長は校務をつかさどり(＝校務に関する最終決定権)、所属職員を統督する(＝教職員への指揮命令権)。

4. 副学長は学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

※副学長の職務は、従来は「学長の職務を助ける」と定められてきたが、学校教育法の改正により、「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」に改正され、副学長の権限が強化された。

E. 副学長の職務

副学長の職務は、「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」ことと改正されたが、その具体的な職務内容については各大学の学内規定等によって定められるところによる。

学校教育法の改正により、日常的な業務執行は副学長が担当し、学長は中長期的なビジョンや運営方針の策定に傾注できることとなる。また、特定のプロジェクトは副学長が責任者として実施するなどにより、学長補佐体制が強化される。

第3章 教授会等

1. 教授会

学校教育法の改正に伴い、次のとおり変更した。(P93～94)

教授会は、学校教育法第93条に「大学には、重要事項を審議するため、教授会を置かなければならない。」と定められていたが、学校教育法の改正により、「大学に、教授会を置く。」ことと「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。」に改められ、その事項として、「学生の入学、卒業及び課程の修了」、「学位の授与」及び「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」が規定された。これにより、学長の決定権と教授会の役割が明確化された。また、教授会は、教育研究に関する事項を審議する審議機関であるとの役割が明確となった。

一方、学生の退学、転学、留学、休学については、本人の希望を尊重すべき場合などがあるので、学校教育法施行規則第144条の「学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業は教授会の議を経て、学長が定める。」との規定は削除され、教授会の審議を必要としないことで整理された。

○学校教育法

第93条 大学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(以下略)

教授会の役割としては、次のことが挙げられる。

① 学長が一定の事項について決定を行うに当たり、教授会は意見を述べる義務が課された。

- ② 第93条第2項第三号の「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」には、教育課程の編成、教育研究業績の審査等が含まれるが、具体的には学長が実情を踏まえて判断することになる。
- ③ 第93条第2項第三号の事項は、教授会の意見を聴いて、学長が定めることにより、学長と教授会の意思疎通が図られた円滑な大学運営が期待される。

Ⅲ 運営編

第3章 学則

5. 短期大学の学則作成にあたって

短期大学設置基準第15条第1項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件の一部を改正する告示(平成26年9月1日)に伴う変更部分を追加した。(P131)

※ 副学長の職務及び教授会については、各短期大学における改革及び規程の整備上の観点から、学校教育法及び学校教育法施行規則の改正を反映した内容とした。ただし、学則作成例については、現行法による記述のままとした。

第4章 大学評価と教育情報の公表

4. 教育情報の公表

大学ポートレートに関して下線の記述を新たに追加した。(P143)

そして、平成23年8月5日に文部科学省の「大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議」により、「大学における教育情報の活用・公表に関する中間まとめ」がまとめられ、大学団体、認証評価機関、私学事業団からなる「大学ポートレート(仮称)準備委員会」が設置され、同委員会での検討を経て、大学ポートレートが平成26年度中の稼働に向けて準備が進められている。

大学ポートレートは、国公立を通じたデータベースを用いた共通の情報発信の仕組みであり、私立大学・短期大学については、私学事業団の学校法人基礎調査に教育情報の項目が加えられたものがデータベースの基になる。公表項目等については、各学校法人の判断により決めることができる。

第二部 教務関係用語の解説

次の用語を新たに追加した。

■「アセスメントテスト(学修到達調査)」(P152)

学修成果の測定・把握の手段の一つをいう。ペーパーテストなどにより学生の知識・能力等を測定する方法の総称であり、標準化テストとも呼ばれる。米国等で導入されているCLA、MAPPなどがこれにあたる。

米国で導入されているアセスメントテストは、一般に、大学内で抽出された低学年と高学年の双方の学生が受験し、その点数の推移等で大学の教育効果を把握する目的で導入されているものであり、学生個々の能力を判定するものとは異なるものである。

■「アセスメント・ポリシー」(P152～153)

学生の学修成果の評価(アセスメント)について、その目的や達成すべき質的水準及び具体的な実施方法などについて定めた学内方針をいう。英国では、高等教育質保証機構(QAA: Quality Assurance Agency for Higher Education)が中心となって質保証に関する規範(※)を策定して、各大学が満たすべきアセスメントの質的水準やその手法などについて規定している。各大学では、これを踏まえて学内方針を定めている。

※「英国高等教育のための質規範」(UK Quality Code for Higher Education)。2011年に同規範が策定される前は、「高等教育の質及び水準保証のための実施規範」(Code of practice for the assurance of academic quality and standards in higher education)が同様の役割を担っていた。

■「コア・カリキュラム」(P174)

大学(短大)や学部(学科)単位において、修得すべき知識、技能、態度等を明確にし、到達目標やそのために必要な授業単位数を定めたもの。

■「大学ポートレート」(P190)

大学が公的な教育機関としての説明責任と教育の質の保証・向上という責務を果たすため、その支援方策として、教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みとして整備するものである。大学ポートレートの整備により、大学が教育情報を用いて自らの活動状況を把握・分析し、改革につなげることや、各大学の多様な教育活動を国内外に分かりやすく発信すること、さらに、各大学の業務負担軽減などの効果が見込まれている。

私立大学・私立短期大学の「大学ポートレート(私学版)」については、私学事業団が行う「学校法人基礎調査」により、学校法人から収集した情報を私学事業団のデータベースに蓄積し、私学事業団のセキュリティポリシーに則って保存・管理を行うことになっている。

■「ナンバリング」(P196)

授業科目に授業内容・レベル等に応じて適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序等をあらわし、教育課程の体系性を示す仕組みをいう。学内における授業科目の分類や、複数大学間での授業科目の共通分類という二つの意味を持つものである。

対象とするレベル(学年等)や学問の分類を示すことは、学生にとっても、学修したい分野について、どのように学修を進めていけばよいか等が明確になり、体系的に学修を進めることができる。また、科目同士の整理・統合、連携により、教員が個々の科目の充実に注力できるといった効果も期待できる。

■「ピア・レビュー」(P198)

評価対象について専門的・技術的な共通の知識を有する同業者や同僚によって行われる評価、審査をいう。一般に、高度な専門的見地に基つき評価対象の質を適切に評価することが必要な場合に用いられる。

短期大学基準協会が行う認証評価は、高等教育機関である短期大学の水準について当協会が設定した短期大学評価基準を満たしているか否かで評価される。その評価は、当協会の会員短期大学に培われた専門的見地に基づくピア・レビューを主体とし、さらに、第三者性を高めるた

めに、当協会以外の学識経験者の評価も結果に反映する方式が用いられている。

■「プレイスメントテスト(Placement Test)」(P199)

新入生などのクラス分けのために行う学力テスト、クラス分け試験のことで、もともと米国のコミュニティ・カレッジにおいて実施されたものである。近年、オリエンテーション時に新入生の基礎学力を測定し、より効果的・効率的な授業を目指して、クラス分けなどに利用するプレイスメントが語学等の科目で多く実施されるようになった。

■「ラーニング・コモンズ」(P202)

大学図書館における、学びのための共有スペースをいう。大学図書館の役割として、知識を深めるための資料や情報の提供だけではなく、学生が自主的に学び知識を創造する学習活動全般への支援が求められるようになり、大学内における多様な活動や学習を支援するサービスを受けられる「場」としてラーニング・コモンズが設置されるようになった。その際、一般的には、組み替え自由な机、移動式のホワイトボード、プロジェクターや電子黒板などを備え、ミーティングやプレゼンテーションを行うスペースを提供して、多様な学習に対応している。また、情報・資料の収集やレポート作成などの支援を行うスタッフを配置してサービスを提供している。

次の用語は、実情に合わせて名称及び記載内容を一部変更した。

■アクティブ・ラーニング(Active Learning) (P152)

■インターンシップ(P154)

■介護福祉士(P158)

■学習学修成果(P160)

■学習学修ポートフォリオ(P160)

■初年次教育(183)

■ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)(P194)

■ラーニング・アウトカムズ(learning outcomes) ⇒ 学習学修成果(P202)

第三部 短期大学関係法令Q&A

以下の項目について、実情に合わせて表現を変更した。(P218~224)

○短期大学への転学について(Q4)

・A(回答文)に、転学として扱われる場合には、受け入れ先の短期大学において許可が必要で

ある旨を追記した。

○必修と選択について(Q6)

・A(回答文)の「教育理念・目標」の後に「それに基づく教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」の文言を追記した。

○ボランティア活動の単位認定について(Q8)

・Q(質問文)から、東日本大震災に特化した部分を削除し、汎用的な内容に変更した。

○専任教員の年齢構成について(Q12)

・Q(質問文)の短期大学設置基準第20条第3項に関する説明部分が、古い表現であるため削除した。

○長期履修学生の履修単位数の上限について(Q18)

・A(回答文)の長期履修と通常修業の履修形態の切り替えについて、具体的な表現に修正した。

○学科統合の際の教員基準数等の算出について(Q23)

・重複する文言を修正した。

資料2 大学(短期大学)関係教育法令(抜粋資料)

法令の改正に伴い、条文等を修正した。

なお、以下の法令は未施行の内容を含むものであるが、各短期大学における改革及び規程の整備上の観点から、改正後の条文を掲載した。

2)学校教育法(P261～287)

平成26年6月27日までの改正について、未施行のものであっても、改正内容を反映した条文を掲載した。

4)学校教育法施行規則(P290～309)

平成26年8月29日までの改正について、未施行のものであっても、改正内容を反映した条文を掲載した。

5)私立学校法(P310～311)

平成26年6月13日までの改正について、未施行のものであっても、改正内容を反映した条文を掲載した。

資料3 個人情報の保護に関する法律

文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン

教学改革の推進、教務関係法令の改正等の状況をふまえて、本資料全体を削除した。

この他、必要に応じて表現の見直し、字句の修正を行った。また、「学修」と「学習」を内容に応じて使い分けた。